

# 屋外広告物の落下事故等を防ぐために

## 点検制度のポイント

- ① 点検義務の対象は「全ての広告物」（貼り紙などの簡易な広告物を除く）
- ② 許可不要の自家用広告物等についても、3年以内ごとに点検の義務あり
- ③ 表示面積1㎡以上、かつ高さ4mを超える広告物は、有資格者による点検の義務あり

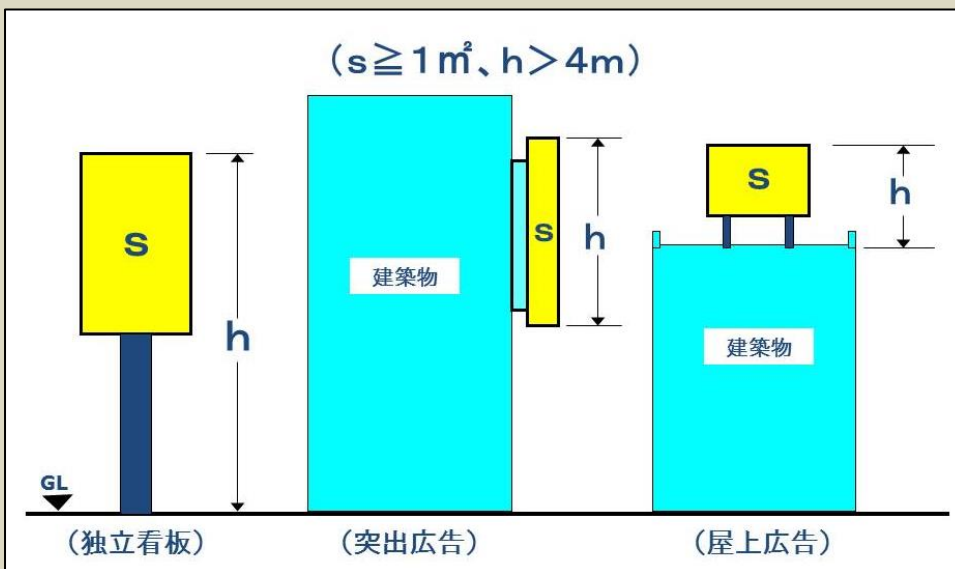
## 1 点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

屋外広告物の種類				点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積1㎡以上	高さ4m超	○	○	○
②			高さ4m以下	○		○
③		表示面積1㎡未満		○		
④	許可不要（自家用広告物で表示面積10㎡以下のもの、公共広告物など）			○		



## 2 有資格者による点検が必要な広告物の例

許可を必要とする表示面積1㎡以上、高さ4mを超える広告物



## 3 点検者の資格一覧

- ① 屋外広告士
- ② 建築士（1級、2級、木造）
- ③ 電気工事士（第1種、第2種）
- ④ 電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）
- ⑤ 職業訓練指導員（帆布製品科、広告美術科）
- ⑥ 技能検定合格者（帆布製品製造、広告美術仕上げ）
- ⑦ 特定建築物調査員（建築基準法施行規則に規定する調査員）
- ⑧ (一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

## 4 点検時期

- ① 屋外広告物の許可を必要とするもの：許可時又は更新許可時
- ② 屋外広告物の許可を必要としないもの：3年以内ごと

## 5 点検項目

①基礎及び取付（支持）部分の変形、腐食、亀裂等	②主要部材の変形、腐食、劣化等
③ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	④表示面の汚染、変色又は剥離
⑤表示面の破損	⑥照明又はネオン設備等の異常
⑦その他必要な点検箇所	

目視点検（通常立入可能な場所から出来る限り対象物に近づき実効性のある点検）を行ってください。目視点検では安全性の判断ができない場合は、より詳細な点検（打診等）を行ってください。但し、実施に不安がある場合は、有資格者による点検を検討してください。

## 6 点検結果の報告・保管

- ①表示面積 1 ㎡以上の屋外広告物は、許可・更新時に「屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書」を提出しなければなりません。
- ②点検結果の記録は、保管しなければなりません。

## 7 点検実施及び技術的助言における相談窓口

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会では、屋外広告物点検技能講習を開催し、屋外広告物を点検できる屋外広告物の制作・施工に携わる業者の育成を行っています。三重県では、その下部組織である三重県屋外広告美術協同組合がその役割を担っています。

看板の安全点検の実施、有資格者（屋外広告士又は屋外広告物点検技能講習修了者）に関する相談については、三重県屋外広告美術協同組合（電話：059-225-4735）までお問い合わせください。



## 8 屋外広告物に関する担当窓口 ※屋外広告物の設置前には必ず担当窓口にご相談ください

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	多気郡大台町	大台町 建設課	0598-82-3788
桑名市	桑名市 都市整備 部都市整備課	0594-24-1223	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・三重 郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備 部都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市 都市計画部 都市政策課	059-229-3290	尾鷲市・北牟婁 郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・南牟婁 郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気郡 ※大台町を除く	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586			

三重県県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班  
電話：059-224-2748 Email：keimachi@pref.mie.lg.jp

詳しい情報は HP へ 検索ワード  
「三重県 屋外広告物」で検索